

今の日本の社会福祉はおかしい 労働者福祉論ノススメ

秋 元 樹

An Encouragement of Workers' Welfare / Occupational Social Work

Tatsuru Akimoto

1. 「社会福祉」=児童福祉+「老人福祉」+ 「障害者福祉」？

学問の境界が役所の縄張りによって規定されると言うのではいかにも恥ずかしい。実践の視野が関係行政機関の所管範囲を越えられないというのではいかにも淋しい。

今の日本の社会福祉はおかしい。それはあたかも、児童、高齢者、障害を持つ人々、そして若干の生活保護、さらにわずかばかりの医療分野以外に目が行かないが如きである。「社会福祉士」の制度は象徴的ですからある。これら4分野半以外で実習を行なったのでは学生たちはその受験資格が与えられない。「社会福祉士」がアメリカソーシャルワーカー資格の模倣、変容なのか、全く別の日本独特なものなのかはわからない。それがイコール日本流ソーシャルワーカーなのか、ある特定分野のソーシャルワーカーのみの資格なのかも門外漢の筆者にはわからない。ただ言えることは、新宿のホームレスの段ボールの中で、あるいは犯罪を犯した人々・被疑者・被害者のために、あるいはダイオキシン被害をなくす住民運動の、あるいは失業をした人々に職業訓練プログラムをデザインする実習をした人々をソーシャルワーカーに含めない「社会福祉士」とはいったい何なんだということである。ホームレスとは生活保護以下の貧困

であり、ヨーロッパでは「犯罪を犯した人々をどのように扱うかはその社会の文明の発展程度を示すバロメーター」とも言われ、公害は戦争／平和の問題と並んで現代の福祉の根幹をなすものである。また、失業こそ歴史上ソーシャルワーカーが中心的に取り組んできた課題の一つではなかったのか。

なぜ学校の児童・生徒や職場の従業員に対する相談プログラムのすべてを心理に持って行かれて日本の社会福祉は安閑としていられるのか？それらは学んだ愛する社会福祉とその低労働条件の狭間にあつて進路に悩む社会福祉学生にとっての上なく良い就職機会を提供するものではないか？しかもそのスロットは非常に多い。それよりも何よりも、モデル的にいうならば、インテイクあるいはフロントワーカーはソーシャルワーカーでなければならぬはずだ。これが心理職であるというのは、児童・生徒、労働者に対して失礼だ。児童・生徒、労働者の心に問題があるとのスタートである。問題は環境の方にこそあるのかも知れない。実際の心理学がそんな軽薄なものではないことは知らないではないが、モデルとしてはそうだろう。ソーシャルワーカーこそ心の内面と環境との間のコンフリクトを扱うプロフェッションである。ある場合には心理カウンセリングが必要であろうし、ある場合には法律・金銭・人事相談が、

ある場合には制度、学校・職場環境の改革が必要であろう。相当のケースはソーシャルワークが自ら取り扱うことが出来るだろうし、多くのケースは心理職・精神医、弁護士、上司、労働組合、外部の相談・治療機関にリファーすることになるだろう。それが正しい。今の日本の社会福祉がこれら分野に踏み込まない理由が、まさか学校は文部省の管轄であり、職場は労働省の管轄であるからということではないことを望む。

2. 労働者福祉の半ダースの意義

なぜ今の日本のソーシャル・ワークあるいは社会福祉研究は労働者（働く人々）及び労働を見ないのか。それは次のいくつかの点だけを考えてみてもおかしい。

①社会における位置から

労働者は量的に言っても質的に言っても文字通り社会の中核をなす。日本の全人口1億2千万人の半数以上、生産年齢（15歳以上）1億人の3分の2弱が労働力人口、そのうちの8割は雇用労働者または失業者である。人口中、社会の最大のサブグループである。非労働力人口のほとんどもまたこれら労働者の収入に依拠するその家族構成員である。質的に言っても労働者は社会の中核をなす。誤解をしないで欲しい。価値的にというのではない。価値的には労働者であろうとその他の人々であろうとまったく変わるところはない。ここで質的にという意味は、労働者が働くのをやめるとその瞬間からこの世の中は活動することを停止してしまうということである。ストライキあるいは電車の運転手がある日突然に全員病気で寝込んでしまったことを思えばよい。メーデーの意義を思い出されたい。

日本の「社会福祉」は一般労働市場から落ちてしまった、と云って語弊があれば、一般労働市場の外にある人々人々のみを扱う。これは奇妙だ。

②抱える問題から

しかもその労働者が何の問題も持たないのであればいい。しかし、労働者は現在の日本の「社会福祉」が相手とする他のカテゴリーの人々（児童、障害を持つ人々、高齢者等）と同種のあるいは異種のしかし同程度に深刻な又は時にはより以上に深刻な、多くの問題を抱えるのである。児童のいじめ、不登校をいうならば企業内のいじめ（OLのいじめ、男同士の先輩の後輩いじめ）、教員室内でのいじめもある。日産プリンス合併時の、又昨今リストラ時のターゲットとされた人々に対するシカト、暴言、暴力は日本的労使関係の一伝統的特色とすら言える。出社拒否症もある。加えて、帰宅恐怖症候群——『お父さんは、もう帰れない！』（関谷、1989）。上司による暴力、労災・職業病、アルコール依存症、ストレスとメンタルヘルス、過労死——働きすぎて死ぬ——日々退社時の身体検査、エイズを含めた各種人権侵害、人種・国籍・学歴・性その他による差別、パートの問題、生活保護以下の賃金、その賃金の未払い、中高年の窓際族化・左遷、解雇、失業、職業訓練、サラ金、離婚、住宅、健康... 労働者の抱える問題のリストは限りなく続く。

③原因として、そして予防的見地から

労働及び労働の場は、現在日本の「社会福祉」が扱っている児童、高齢者、障害を持つ人々、生活保護、医療等の問題または対象者・クライアント（と云ってまずければサービス受給者あるいは「主体」と言い直しても良い。以下同じ。）の多く

を作り出す原因あるいは源泉であるということである。たとえば、現在日本の障害を持つ人々の三分の一ぐらいは労働過程（労災）から作り出されていると言って良い。交通事故による人々の多くも勤務中のものであったにちがいない。アメリカでは「第2次世界大戦中、工場およびそのほかの職場における死傷者の数は、戦場におけるそれをはるかに上まわった」という。「1941年から1945年の五年間に……主要製造業および非製造業では、8万8100人の労働者が死に、1111万2600人が傷ついた。これは戦争による死傷者数105万8000人のおよそ11倍にあたる。」（秋元，1981: 61）「1968年、14,311人が労働災害で死んだ。その数は同年にベトナム戦争で死亡したアメリカ人の数とほぼ同数である。」（HEW Special Task Force, 1973: 26）多くの長時間の労働に対する「貧困線」以下の所得を与える職場は、“働く貧乏人”（the working poor）を生んでいる。監視と過度の競争を煽る職場は、仕事上のストレスから労働者にメンタルヘルスの問題を抱えさせている。失業は労働者の家族を崩壊へと向かわしめる。この世で一番危険なところは職場かも知れない。

原因であるということは、系として、その予防上きわめて重要であるということの意味する。

なぜ日本の「社会福祉」は一般労働市場からはずれる前に、なぜ問題を抱える前に手を打たないのだろうか？現代は治療より予防をいうのが世の趨勢である。医学、公衆衛生の面は言うに及ばず、社会福祉の分野でも予防が強調されて久しい。アメリカでは十年ほど前に、『予防ソーシャル・ワーク』との雑誌が発刊された。病気になってから、福祉サービス受給者になってから手だてをするより予防に金をかけた方がはるかに安上がりである。現在日本の「社会福祉」が扱っている問題の多くは、労働者福祉がしっかりしていれば未然に防げるものである。あるいはそれなくしては防げない

ものも少なくない。

もし適切な対策が職場でなされていたならば上記の多くの人々は障害を持つこととならなくて済んだはずだ。紙や鋼板の裁断機で手先をはさみ切断する事故が発生するなら、切断部から離れた箇所二カ所にボタンを付け、その双方を左右それぞれの手で同時に押さなければ刃が落ちないような機械にすればよい。もし、労働者の賃金が老後に向けての蓄えが出来るほどに十分に高く、また付加給付の一部としての退職金・企業年金が十分に用意されるならば、現代の高齢者の所得／生活保障論議の幾ばくかは不要となる。企業が失業を出さなければ失業保険給付は削減されるだろうし、企業が雇用形態、作業方法について柔軟な対応をするならば、高齢者の労働はより可能となる。十分な労働の場が保障され、適切な雇用保障と賃金の保障がなされるならば貧困の問題の多くは解決してしまうだろう。

④「治療」の見地から

労働は各種「社会福祉」問題の原因であると同時に、その解決、治療の鍵でもある。

かつてデトロイトの女性の内科医ジェネット・P・シャーマンは、医学について同様の指摘をし、筆者に問うた。「ほとんどの病気は労働により生じるか、それとなんらかの関係をもつかしているのみならず、そしてそれを見ずしては病気なんてななおすこともできない」にもかかわらず、「はたして、患者が訪れたとき、何人の医者が、患者の職業、仕事について詳しく質問を繰り返すでしょうか」（秋元，1981: 63 & 64）

労働は労働者のレーゾンデートルである。尊厳の源である。真摯に労働をしている人の顔写真のなんと美しいことか。自らの仕事を語るとき、人は生き生きと輝く。行政の出版物でありながら70

年代に名著として評判となったアメリカ HEW (保健教育福祉省) への特別研究報告『アメリカの労働』(Work in America、主査: ジェームス・オトゥール)(HEW Special Task Force, 1973) が引用する一退職高齢者が唯一労働によってのみ生き返った物語はシンボリックである:

「ウィンター氏は……彼以外誰ひとりとして十分理解できない……作業に従事していた。ウィンター氏の64歳〔定年: 秋元注〕の誕生日が近づいてきたので、その複雑な作業を学ばせ、その年のおわりには……引き継ぎ(が出来るように)……するためにひとりの優秀な若者がアプランティス(見習)として配属された……引退して程なく、ウィンター氏の内面に大きな変化が起こった。彼は人を避け人生に対する意欲をなくし始めた。退職後1年も経たないうちに、このかつては生き生きと且つ生産的であった労働者は入院することとなり、老人性精神病(a senile psychosis)と診断された。何の反応も示さなくなったので、もとの職場の同僚も家族さえもがやがて見舞いに訪れなくなってしまった。ウィンター氏は植物人間となった。

その新しい仕事に昇進して約2年経ったところで、その仕事を引き継いだ若者が急死する。会社は深刻な窮地に陥った。空席となった仕事は会社の操業に不可欠なものであったが、会社内には誰ひとりその作業を満足に出来る者はいなかった。ひとつの決定がなされた: ウィンター氏に(頼るほかない)、彼が自らを取り戻しその(かつての)仕事を行い、それを引き継ぐ誰かを訓練することが出来るか試してみよう。昔の彼に最も親しかった同僚が4人病院に送られた。何時間もあれこれやった末、ついに一人が成功した。仕

事に戻るというアイデアがウィンター氏の目に2年間で初めての輝きをもたらしたのだ。数日の後、この“植物”は数年前と同じように人々と接し普通どおりの仕事が出来るようになっていた。(Magolis and Kroes, 1972 in HEW Special Task Force, 1973: 78)

⑤職場と家庭の関係から

労働者の労働及びその従事する条件は、労働者本人のみならずその家族等今の日本の「社会福祉」対象者の安寧に決定的影響を及ぼす。vice versa.

労働者の職場が勤務形態、労働時間、休日休暇等についてフレキシブルなプログラムを持っていれば家にある高齢者や病人の介護はより良いものとなろう。逆に、極端な長時間の労働は子どもとの接触を限りなくゼロにする。勤務成績不良による減給、左遷、解雇は、家庭を時には破壊し、すでに家庭内にある「社会福祉」問題を増幅し、または新たな「社会福祉」問題を作り出す。

もし労働者(親、教師)の労働時間がもう少し短く、相互の競争原理がもう少し緩和され、上司による管理が今ほどに厳しくないならば、その子供たちのいま抱えるいくつかの問題は発生しないかも知れない。同様にひとり親家庭の労働はより容易なものとなるだろう。労働/労働者にもっと十分な目が配られるならば、現在の「社会福祉」の問題の何分の1かは発生しないで済む。

逆に、今の日本で一般に言われる「社会福祉」の問題が家庭内に存在するならば、例えば、子供がいじめに会い、不登校になり、家庭内暴力があり、あるいは過度の障害を持つ人々、高齢者の介護があるならば、まともな労働者であれば、そのうのうと職場で働いているわけには行かない。生産性の低下も否めない。

職場と家庭、労働と現代日本でいう「社会福祉」

の問題は密接な相互関係にある。

⑥福祉の歴史から

歴史的にいうならば、社会福祉の一つのルーツはセツルメント運動であり、学生、ソーシャルワーカーはまさに労働者階級のコミュニティーのど真ん中に住み込んだ。その後も「労働(者)」は時には社会福祉の他分野をリードする重要な役割を果たしてきた。少なくとも、社会福祉はかつては労働者を十分にその視野の中に入れ、しっかりと見据えてきた。

戦後、暫しの間、労働関係施設は日本の社会福祉学生の重要な実習先の一つであった。ちなみに、1950年代のはじめの日本女子大学社会福祉学科学生の実習施設数分布をみるとは「職業安定所」が10パーセント以上を占めていた。「心身障害児・者施設」「老人福祉施設」はいずれも0であった。(牧野田, 1990: 1) 現在すべての国民をカバーする社会保障制度はかつて労働者に対する保障で始まったといってもよい。19世紀の末、ウェッブ夫妻のナショナル・ミニマム論における主たる関心は「労働者の中でも最も取り残された層である苦汗労働(sweating labour)に従事するものの賃金、労働時間、休憩・余暇などの労働諸条件の改善……(で)あった。つまりそこで念頭におかれたものは、職場と労働市場にかんすることどもが主で、それらの最低限の確保ということが狙いであった。」それが第2次世界大戦下のベヴァリッジがまとめた報告の主たる関心は、「職場や労働市場をこえて家庭生活・社会生活における生活諸条件の改善に……あった。そこで念頭におかれたのは、必ずしも労働者のみにかかわる問題ではなく、たしかに労働者を軸にしながらも、それをこえて全国民を一応対象にした問題にかかわるミニマム論であった。いうまでもなく社会保障・国民扶助・任意保

険からなる社会保障といわれるものがその内容であった。」(山根ほか, 1977: 200) 山根常男ほかは、その社会学のテキストの中で続けて、日本の戦後に関して社会福祉が社会政策から生まれ出る記を次のように書く：

……企業や産業レベルの賃金や労働時間などの労働諸条件をこえて、社会保障・社会資本・社会環境などの維持や改善が重要な課題になった……主に賃金労働者を対象とする社会政策から国民全体を対象とする広義の意味での社会福祉への実践および研究領域における転身と一致する動きをみることができるであろう。

このように、国民の生活や福祉をめぐる戦後の流れに関しては、職場や労働市場に主に対象をおきたいわば労働力の所有如何がどうしてもかかわらざるをえない社会政策から、労働力の所有如何にかかわりなく、人間として、また市民として包括的に普遍的に、したがって児童・老人・身体障害者・精神薄弱者などをふくむすべての国民を対象とする社会福祉へ視点や実際の対応が拡大してきたことがうかがえる……(山根ほか, 1977: 201)

ここで言われていることは、賃労働者に児童・老人・障害者等が加えられて社会福祉が発展したということであって、前者が後者によって置き換えられたということではない。すなわち、社会福祉は社会政策(賃金労働者(=労働力の所有)を対象)をなお中核として包摂するものということである。

社会福祉調査の分野でも同様である。その諸テキストは、ル・プル、エンゲル、ローントリー、リッチモンド等の業績紹介でその叙述を始める。それら調査の多くは「労働者の生活環境や生活水

準についての調査である。」(村田, 1981: 272) 例えば、村田宏雄編『社会調査』及び福武直、松原治郎編『社会調査法』は、それぞれその「福祉調査」「社会福祉調査」のセクションで次のように述べる。

19世紀には、社会変動にともなう労働者の経済問題、生活問題にかかわる生活水準の調査、家計調査などが中心的課題であった。……

……近代化は産業構造の変化にとどまらないで、生活問題のすべてに影響を与え、賃金労働に従事する人の家族問題、とりわけ生活水準を測定することによって、貧困の問題を明らかにし、労働者の生活構造を分析して、その改善を求める運動が起こったのである。(村田, 1981: 271—272)

エンゲルやロウントリー、さらには、彼らの僚友や後継者たちが、労働者階級やそれを中軸とする被支配階級の消費生活の実態を明らかにし、そこでの法則性のいくつかを発見した功績は……(福武・松原, 1967: 231, なお、229も参照)

3. 労働者福祉の定義——福祉の他分野と変わらない

(1) 労働者の福祉を考える

労働者福祉とは労働者の福祉を考え、その実現に向けて実践することである。児童福祉、「老人福祉」、「障害者福祉」が児童、高齢者、障害を持つ人々それぞれの福祉を考え、その実現に向けて実践することであるのと何ら変わらない。

日本には労働者福祉をもって生活協同組合運動、より正確に言うならば「労働者自身が企業の枠を

はるかに越え、労働者の組織と資金で管理運用を行っている自主的な事業運動」(西村, 1973: 35)とする特異な定義がある。60年代以降の労働界の主な用法はこれである。また、今日の日本の職場、企業内、労働組合内では、多くの場合、労働(者)福祉という語は賃金、労働時間以外の労働諸条件又はイコール福利厚生(フリンジ・ベネフィット)を意味する。たとえば、「福祉要求」といった使われ方をする。特に高度成長期が終わり賃上げが望めなくなってからはますますこれが強調されてきた。それら用法は暫し忘れよう。ここでいう労働者福祉とはもっと広い範囲を含む。あるいはもっと素直な用法である。労働者の福祉を考える。

ここでいう労働者とはブルーカラーに限らない。ホワイトカラー、ピンクカラーその他すべての労働者を含む。大企業中間管理者ぐらいまでは含めて良からう。現在の多くの日本人が労働者という語の響きからイメージするものとは大分ずれるかもしれない。英語でいう working people に相当すると考えればよい。(英語でも workers という語はブルーカラーを中心とした労働者をイメージさせることが多い。)しかし適当な日本語が見つからない。「ごく普通に働く人々」福祉では如何にも語呂が悪すぎる。「勤労者」福祉では忌まわしい戦前の勤労概念の尾を引きすぎる。(困み参照) ふさわしい言葉が見つかるまで労働者福祉のままで行かざるを得まい。

より厳密に規定せんとするならば、雇用(賃金/給与)労働者といってもいい。失業者も含めて良いだろう。小零細自営業主を含めるかはむずかしい。ここでは一応除いておくが、労働組合法、労働基準法で言う労働者とはほぼイコールとするならばある種の請負契約者も含まれて当然であろう。^{*1)}しかし、世界に普遍的に通用する労働者福

*1) この二つの法律の言う労働者の幅には若干の幅があることが、労働法学者によって論じられている。

祉概念の構築を考えようというのであれば家内労働者等小零細自営業主を除く訳にはいかない。経済学等という階級としての労働者の概念に意外と近いのかも知れない。(囲み参照)

労働者／労働と勤労者／勤労

行政は一般に勤労者／勤労の言葉を好むようであるが、実際には労働者／労働と勤労者／勤労の双方の用語を用いている。国の労働白書は年度によって「労働者福祉」(1973年版)、「勤労者福祉」(1972、74～76年版)の用語を用い、近年の東京都労働審議会*答申も、時には「勤労者福祉」(1983年)を、時には「労働者福祉」(1989年)を用いる。同1995年答申は、両者を同義と断わりながら「勤労者福祉」を用いる。ちなみに、東京都の労働経済局の組織、施策をみると、「労働福祉課」、「東京都労働者福祉連絡協議会」**、勤労福祉会館、(財)勤労福祉協会、中高年勤労者福祉推進員等々の名称が読み取れる。

労働者／労働と勤労者／勤労との選択は歴史的にいうならば相当程度政治的な選択であった。一般的には、労働組合の人々は前者を、企業の側は後者を好んだ。後者の人々は、労働者／労働の音から、赤旗、ストライキを連想し、前者の人々は勤労者／勤労の音から、滅私奉公、勤労働員所の響きを連想したのかも知れない。ただし現在では両者にとってこの区別はもはや「あまり意味のないこと」のようである。

労働者／労働と勤労者／勤労の意味、概念をここで整理をしておこう。『広辞苑』よると以下の通りである。

労働 ①ほねおりはたらくこと。体力を使用してはたらくこと。②「経」(labour)人間がその生活に役立つように手・脚・頭などをはたらかせて自然資料を変換させる過程。

労働者 ①肉体労働をしてその賃金で生活する者。②職業の種類を問わず、企業のために使用されて労働を提供し、その対価として賃金・給料その他の収入を得て生活する者。肉体労働をなすものに限らず、事務員なども含む。労働基準法、労働組合法に定義を示している。③プロレタリア。

労働者階級＝プロレタリア ①資本主義社会において、生産手段を持たず、自己の労働力を資本家に売って生活する労働者。賃金労働者。近代的産業労働者。②③(略)

勤労 ①つとめほねおること。勤めの労苦。

②一定の時間内に一定の労務に服すること。

勤労階級 勤労による所得によって生活する階級。俸給生活者、小商工業者、農民、労働者などの総称。

学問的には一般に労働者、労働概念は確立した概念と言えよう。経済学をはじめとし法律学、社会学等ではこれら概念はしばしばキー概念として用いられる。それぞれの学問分野の辞典に掲載されている。勤労者、勤労概念はより一般日常用語、行政用語として用いられることが多いが、一部の政治・経済学者(特に「反独占統一戦線」を唱えた人々)及び社会学者は中小零細使用者をも含めた概念として勤労者を用いる。いくつかの社会学辞典は勤労者の項を持つが勤労の項は持たない。ただし、憲法第28条では勤労者、27条では勤労の語が用いられている。ただし、英文ではそれぞれ workers と work である。

*「労使関係の安定と労働者の地位の向上

を図るため……知事の付属機関として設置され、知事の諮問に応じて審議を行」う。労、使、学識経験者の三者構成。（『事業概要』（平成8年度版）東京都労働経済局、54頁）

＊ ＊（「労働者福祉諸施策を有機的、効率的に推進するため、労働基準局、東京婦人少年室及び局内各部と情報交換及び施策の連絡調整等を行う」ための協議会）（同上、p.54）

(2) 労働者福祉と労働福祉

労働者福祉に対して労働福祉^{*2)}との用法もある。どちらを中心に概念構成するのにはある意味では選択の問題である。前者の福祉は social welfare の訳語、後者の福祉は social work の訳語と考えれば分かりやすい。すなわち、労働者福祉はちょうど児童福祉、「障害者福祉」、「老人福祉」と同じように「福祉」の前にその福祉が実現すべき対象（主体と言ってもいい）が置かれており、誰の福祉が実現されるべきかを明かにする。これに対し、労働福祉はちょうど医療福祉 (medical social work)、学校福祉 (school social work)、軍隊福祉 (military social work) あるいは日本のある種の地域福祉の用法のように、「福祉」の前に福祉実現の場、福祉サービス配給のチャンネルが置かれ、どこかの場での、どこを通じての福祉実現を考えているのかを明らかにする。すなわち、労働者福祉とは、労働者の福祉を実現せんとするものであり、労働福祉とは労働の場を通しての福祉実現のための諸方策、諸施策を考えようというものである。労働福祉には企業によるもの、労働組合によるもの、行政によるものがあるといった説明がなされる。労働者福祉とするのと労働福祉とするのとどち

らが正しいということはない。欧米諸国、アジアのいくつかの国々をみる限り、後者の方が普遍性を持つようではあるが、筆者はあえて暫し前者を選択する。理由は三つある。一つは、労働者福祉とした方が誰の福祉を考え実現しようとしているかを明確とするからである。特に日本で行政の関与を考える場合、このようにしておかないと、労使対等の原則、行政の中立性の要請から、必ずや使用者、企業の側の福祉が労働者の福祉に対置され双方のバランスの要求が出されて、労働者、勤労者の福祉が希釈化されて来るのが過去の実際であったからである。^{*3)} 二つは労働者福祉とした方が労働福祉とするよりもその包摂する範囲が広いと思われる。後者では労働の場、すなわち職場を通しての福祉とされる恐れが高い。前者では、職場のみならず労働市場、職場外の生活部面までも含むこととなる。三つは、日本はソーシャル・ワークを中心に構成されていない。究極は世界に共通する概念の構築を目的とするものではあるが、当面はやむ得ない。他国においてもソーシャル・ワークの内容、アプローチは各国によって大きく異なるからである。

(3) 労働者福祉の仮の定義

今までのところ労働者福祉は、労働者の福祉を考えこれを実現するための諸方策を实践することと仮に定義して話を進めてきたが、その確立した

*2) 勤労福祉との用法もあるが上記囲みを参照。

*3) 行政全体としては、使用者の福祉、企業の都合も面倒をみられなければならないが、個々のすべての政施策で平等に、平に両者が対置されなければならないことはない。ある政施策は経営者、企業のために主に行われ、ある政施策は労働者の福祉のために主に行われて良い。通産、中小企業行政の多くは前者の例であり、労働行政は後者の例である。行政全体でそのバランス、平等が保たれれば良い。

定義は未だない。あるものがわからないときには、どうやればそれがわかるかの方法を探るのも一つの手である。労働者福祉の正しい定義を与えるにはどうしたら良いか？

三通りのアプローチがあろう。一つは、その概念の誕生、形成の歴史のレビューによるものであり、二つは、社会福祉の他分野の定義から類推構成するものであり、三つは世界に存在する類似概念から構築するものである。第一は「労働(者)福祉」の歴史自体が未だ余りに貧しいがゆえに探ることが出来ない。日本の戦後労働者福祉のレビューは唯一佐藤進「労働者福祉研究40年を迎って」(『東京都労働研究所報』No. 7, 1985年)がある。第三の本格的な労働者福祉概念の構築の試みは筆者により他ですでになされている。

(Akimoto, 1986; 秋元, 1992) ここでは第二の試みをして、労働者福祉が「社会福祉」の他分野と何ら異なるものでないことのみを示しておこう。

児童福祉、「障害者福祉」、高齢者(「老人」)福祉はどの様に定義されているのだろうか。

各辞典、著書はそれぞれの定義を与えているがいずれも類似している。『現代福祉学レキシコン』(雄山閣出版, 1993年)は、高齢者福祉、「障害者福祉」をそれぞれ「高齢者に対する社会福祉施策・実践活動の総称」(332頁)、「(障害者)に対する法施策やサービスの総体を表す概念」(374頁)とする。であるならば労働者福祉を「労働者に対する社会福祉施策・実践活動の総称」または「(労働者)に対する法施策やサービスの総体を表す概念」と定義して何か不都合があろうか。

次はこれらにそれぞれ若干の修飾語句を付けた「定義」例である(下線は秋元による)：

老人福祉 広義には、福祉を広くとらえ、老人の健康と福祉のための諸施策・制度を総称する。したがって、その内容として所得、保健・

医療、就労、住宅、教育などから狭義の社会福祉までを総合的に含意(する)。……狭義の老人福祉は、老人に対する社会福祉とされるが、今日のわが国では1963年に制定された老人福祉法に基づく諸活動、または施策を中心として、その主旨に基づく公私の活動と理解されることが多い。老人福祉はその基本的理念として、老人に対する敬愛と、それにふさわしい生活の保障を行うとともに、老人の自立的努力によるその主体性の確保と社会に参加する機会が与えられることとされている……(『現代社会福祉辞典』(全国社会福祉協議会, 1988年) 479頁)

障害者福祉 「心身の機能損傷のために人間としての尊厳や主体性を脅かされることなく、一般市民と同等の社会生活に参加しうる平等の人としての権利・義務の履行を保障することを目的とし、社会責任として、医学的、経済的、社会的な面からの補償を行い、更に、障害者自身の発達や回復に専門的処遇を提供しながら、物心の環境障害にも挑戦する総合的な人権補償対策である」(その方向性は一方的な保護ではなく自立援助である。)(出所不明)

これまた、老人及び障害者の文字を労働者に置き換え、下線の部分の修飾語句を若干修正するならば、労働者福祉の定義としてほぼそのまま通用する。

以下は、『社会福祉辞典』(誠信書房)の児童福祉についての定義、概念規定である。単純に児童の文字を労働者に置き換えてみた。その他はすべて同じ、一字一句そっくりそのままである。

労働者福祉という概念は、まず労働者の福祉

という意味に用いられる。このばあいという労働者福祉は、達成さるべき一定の理念ないし目的である……次に、労働者福祉概念は、労働者福祉という名称で包括しうる政策・制度・実践をさして用いられる。ここでいう労働者福祉は、従って労働者福祉的施策の体系そのものを意味する実体概念である。

実体としての労働者福祉は、最も一般的には、労働者の生活上の一定の諸困難＝生活問題の解決・緩和を目指す社会的施策の体系として把握される。いうまでもなく、このような施策の体系は、それが社会的事象であるかぎり、歴史的社会的諸条件による制約をまぬがれない。労働者福祉は、資本主義社会に固有の政策・制度・実践の体系であり、したがって、その本質理解のためには、資本主義そのものの生成・発展の過程とかかわらせた分析の方法を必要とする。両者の結びつきは、とりあえずつぎのように理解される。すなわち、資本主義社会はその発展の段階に応じて、労働者を担い手とする多様な生活問題を産出するが、そのような問題が労働者福祉の対象である。ついで、このような生活問題の性格と結果、それらに対する社会科学的認識と社会運動の高まりを契機として、その解決、緩和を計る主体と方法が成立する。しかし、この主体と方法も基本的には資本主義の発達段階とそのしかたに規制される。今日、労働者福祉の主体は最終的には国家であり、その方法は福祉労働に媒介された諸種の給付とサービスである。そうして、総体としての労働者福祉は、労働者の権利を保障するための社会的施策としての性格をもちつつも、その本質は資本の譲歩に基づいてなされる国家の施策である。(140頁)

ここまで置換が可能であるということは、元の児童福祉についての記述がきわめて「教条主義的」なものであったかの証拠ではあるが、そしてそれは1990年代後半以降にあっては若干時代錯誤的響き、ニュアンスを醸し出すが、反面、労働者福祉が他の典型的福祉となんら変わるものでない、特別のものでないことを示す好例として用いられ得る。

最後に、上記第3の方法(アプローチ)で仮に作り上げられた労働者福祉の定義を示しておこう。どのように作られたかの手順、方法は一切省略する。

労働者福祉とは、何が労働者の福祉であり、それはどのように実現し得るかを研究し実践する一学問分野及び政策施策の総体をいう。ここで労働者とは、全ての労働者、恵まれた(privileged) 労働者及び恵まれない(unprivileged) 労働者双方を含む。具体的には、雇用者、失業者のほか家内労働者等を含めてもよいかも知れない。福祉とは二重の意味を持ち得る。「最低水準」及び「最低水準以上」すなわち「終わりなきもう一步先」である。

労働者福祉はニーズ主導であり、それらニーズは労働者存在のあるいは労働力再生産の全過程に関わる。労働者福祉は、一定の時、社会においては量的、質的に定義し得るが、時と場所が変われば変化する。この意味では、絶対的な、固定した水準としては示し得ない。

労働者福祉の提供者は使用者、労働者団体、政府・自治体その他の集団及び組織であり、その研究は、社会福祉学の中にありながら、なお、社会政策／社会福祉政策、労働／産業社会学、労使関係論その他学際的である。

4. 世界に遅れることなく

近年の日本社会福祉学会年次大会の「労働福祉、産業福祉」のセッションでは福利厚生、安全衛生の報告が何本がなされる場合もあるしなされない場合もある。1999年の第47回大会ではそのセッション自体が姿を消してしまっている。

教育の場でも日本の大学で労働（者）福祉論を「常設」講座として置いているのは筆者の知る限り日本女子大学しかない。20年ほど前に日本社会事業大学が1年間特殊講義としてこれを置いた。しかし現在アメリカ、ヨーロッパそしてアジアの少なからぬ大学では労働ソーシャル・ワークの恒常的スークウェンス(sequence)又はコースが設けられている。

アメリカでは、60-70年代の産業福祉(Industrial Social Work、ユタ大学ほか)、労働市場とソーシャルワーク(Manpower Policies/Program & Social Work、ミシガン大学ルイス・ファーマンほか)、労働の世界におけるソーシャルワーク(Social Work in the World of Work、コロンビア大学ハイマン・ウィーナーほか)(秋元, 1979)をあわせ、労働ソーシャルワーク(Occupational Social Work)の用語が定着してきた。1985年には全米ソーシャルワーカー協会(NASW)が労働ソーシャルワーク会議(ボストン)を開催した。その後の年次大会(シンポジウム)では児童・家族、高齢者、障害を持つ人々と並びその4つ目の分科会は労働ソーシャル・ワークが占めた。NASWのEncyclopedia of Social Workがその項目を持つのは当然である。ヨーロッパには弱小とはいいながら労働ソーシャル・ワークネットワークが組織され、イギリス、オランダ、フランス、ドイツ、スイス、イタリア、スペイン等がそのメンバーとして名を連ねている。タイのタ

マサート大学、華僑崇装聖大学(Hauchiew Chalermprakiet University)社会福祉学部では労働ソーシャルワークはその最もメジャーな分野の一つである。インドの企業人事に踏み込んだIndustrial Social Workは以前から日本にも伝えられている。これら他国事情の詳細は別の機会に譲ろう。

数年以内に、労働（者）福祉の国際会議が開催される可能性は高い。そのとき日本の社会福祉はこれと対等の会話をなすうるメンバーを見出し得ないなどということのないことを望む。ちょうど、1986年社会福祉の国際会議が東京で開かれたときに、その中心テーマの「平和」を語る事が出来る日本社会福祉スピーカーを見出すに苦労したのとちょうど同じように。

福祉を社会を「すべての人々を対象とするもの」とし、これに対比して、社会福祉とは「社会的弱者を対象とするもの」などと勝手に定義されては困る。労働者が追い出されてしまう。それでは労働者がかわいそうだ。現代の日本の福祉が労働（者）を見ず、それへの関係に関心を示さずにいることは寂しいというだけでなく、実践上も社会福祉の前進に多くのマイナスを与えていることだろう。*4)

*4) それを見、それへの関心を示すことによって、例えば、神奈川における障害者就労支援センターの様な活動も可能となる。障害児医療福祉財団と神奈川電機連合の協力により障害者雇用に新たな地平を開いている。(1996年現在)

【引用文献】

Akimoto, Tatsuru, 1986, "Workers' Welfare—Its Ten Concepts—," *Josai Keizaigakukaishi*, Vol. 22, No. 1, September.

秋元樹、1979年、「アメリカにおける『労働ソーシャル・ワーク』」『社会福祉学』第20号、103—126頁

——、1981年、『デトロイト——ソーシャルユニオンイズムの必然』日本評論社

——、1992年、「国際化と労働者福祉——現実の国際化、視点の国際化、概念の国際化——」佐藤進編著『国際化時代の福祉課題と展望』一粒社、233—249頁

福武直、松原治郎編、1967年、『社会調査法』有斐閣双書

HEW Special Task Force, 1973, *Work In America*, Report of a Special Task Force to the Secretary of health, Education and Welfare, MIT Press: Cambridge and London.

Magolis, Bruce and Kroes, William, 1972, *Work and Health of Man*, 1972 cited in HEW Special Task Force, *Work In America*, Report of a Special Task Force to the Secretary of health, Education and Welfare, MIT Press: Cambridge and London, 1973.

牧野田恵美子、1990年、6月14日学内研究会用レジメ

村田宏雄編、1981年、『社会調査』劉草書房

西村豁通、1973年、『労働者福祉論』有斐閣

佐藤進、1985年、「労働者福祉研究40年を迎って」『東京都労働研究所報』No. 7.

関谷透、1989年、『お父さんは、もう帰れない！帰宅恐怖症候群』ブラネット出版

総評、労金協会、日本生協連、全国労済連、1960年、『労働運動と福祉活動』（パンフレット）

山根常男ほか、1977年、『テキストブック社会学(7)』有斐閣